

予習問題

1.

道路，河川，鉄道，飛行場，発電所，廃棄物最終処分場，埋立て，干拓，土地区画整備事業，新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業，新都市基盤整備事業，流通業務団地造成事業，宅地の造成の事業 など

2.

中央新幹線（東京都・名古屋市間）

路線延長：286 km（地上部 40 km，トンネル部 246 km）

ターミナル駅：東京都（品川駅地下），名古屋市（名古屋駅地下）

中間駅：神奈川県，山梨県，長野県，岐阜県

最高設計速度：505 km/h

項目：大気質（二酸化窒素，浮遊粒子状物質，粉じん），騒音，振動，水質（水の濁り，水の汚れ），地下水・水資源，地盤沈下，土壤汚染，動物・植物・生態系，廃棄物等（建設発生土），低周波音，微気圧波，磁界，電波障害，日照障害，景観

環境影響評価書は平成 26 年（2014 年）7 月に国土交通大臣の意見を反映し取りまとめられた。

参考

https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/assessment/document1408/_pdf/eis2_alloutline.pdf

演習問題 A

13-A1

配慮書：

事業者が第 1 種事業に該当する事業を計画する際に，事業の位置や規模などの検討段階において，環境保全のために配慮しなければならない事項について検討を行い，その結果をとりまとめた文書。2013 年 4 月 1 日施行の改正環境影響評価法により新たに設立された。

方法書：

環境アセスメントの実施が必要と判定された場合，事業者はどのような方法で，どのような環境影響項目について調査・予測・評価といった環境アセスメントを実施するか，計画をとりまとめた文書。

準備書：

方法書が完成した後，決定した環境影響項目について，事業者が実際に調査・予測・評価を行った，環境アセスメントの結果をとりまとめた文書。

評価書：

準備書手続における都道府県知事等の意見や環境保全の見地からの一般の方々の意見の内容について検討を行い，準備書の内容を見直しや修正を行った文書。

13-A2

スクリーニング：

計画されている事業について、環境アセスメントを実施するかどうかの判断を行うこと。手順として計画された事業が環境アセスメントの実施対象となる 13 種類の事業に相当するかどうかの判定を行い、続いてその事業の規模を確認し、第 1 種事業に相当する事業の場合は必ず環境アセスメントを行う必要がある。また、13 種類の事業に該当するが、規模が第 2 種事業に相当する場合は、環境アセスメントを実施するかどうかは個別に判定する。

スコーピング：

環境アセスメントの実施が必要と判定された場合、事業者はどのような方法で、どのような環境影響項目について調査・予測・評価といった環境アセスメントを実施するかの計画をたてる。地域の住民や行政、専門家の意見を聴き、事業者は環境アセスメントを実施する項目についてそれぞれ、範囲や方法、期間などを絞り込んでいくこと。

13-A3

ミティゲーション：

環境保全措置には、「回避＝事業の（一部）中止、変更等によって、環境への影響を発生させない」、「低減＝環境への影響を最小限に抑える、または、環境への影響を修復する」、「代償＝影響を受ける環境と同様の価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させる」があるが、それらの実施には優先順位「回避→低減→代償」に沿って、環境への影響を検討する一連の流れ。

演習問題 B

13-B1

環境影響評価法の法施行前は、環境影響評価の手続きの流れにおいて、準備書の作成手続き、すなわち事業者が調査・予測・評価を行った結果をまとめた評価書の原案を作成し、公告・縦覧する部分から開始していた。

これは、現在の方法書の部分に相当する、評価項目の選定、調査・予測・評価の範囲、方法については、事業者にとって評価項目は少なく、範囲などは狭い方が時間やコストも少なくてすむため、事業者のみで決定した場合は関係主体（住民）の意見が十分に反映されていない場合があり、環境影響評価が事業実施の許認可を得るための目的として扱われる可能性があった。

13-B2

関係住民が環境アセスメントの結果について、自ら PC やスマートフォンなどで確認・検証できるようなシステムやソフトの開発、説明会に参加できない住民に対してのインターネット配信など、ICT 活用など。